

不正な取引に関与した者への取引停止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人水源地環境センター(以下「センター」という。)における公的研究費(一般財団法人水源地環境センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程第2条第1項の公的研究費の範囲について(業務執行理事決定)により掲げられたもの)の適正な使用・運用を確保するため、不正な取引に関与した者への取引停止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(取引の要件)

第2条 職員等は、売買、貸借、請負その他につき契約するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(取引停止の処分の対象)

第3条 取引停止の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 契約に当たり必要として求めた書面に、故意に虚偽の事実を記載し、不利益を及ぼした者
- (2) 公正な価格を害した者、不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たって、職員等の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 公的研究費を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力した者
- (7) 取引により得た機密情報を漏洩した者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、不正支出に加担し、又は協力したと認められる者

(処分方針及び処分の決定方法等)

第4条 不正な取引に関与した者への取引停止に関する処分方針及び処分の決定方法等については、別途定める。

(誓約書の提出)

第5条 センターの職員等は、取引の内容及び特性に応じて、取引の契約を締結する者が

ら、契約締結の前に別に定める様式により誓約書の提出を求めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月25日から施行する。

誓約書

一般財団法人水源地環境センター理事長 殿

当社は、不正な取引に関与した者への取引停止等に関する規程第5条に基づき、下記事項を誓約いたします。

記

1. センターの規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. センターの内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 規則等に反して不正を行ったことが認められた場合は、センター及び公的研究費の配分機関による取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. センターの職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程第14条の通報窓口に通報します。

以上

日 付：令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所：

社 名：

代表者氏名：

印